

平成 1 6 事業年度業務報告書

(地域振興整備公団 工業再配置等事業勘定及び産炭地域経過業務勘定)

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 一．公団の概要 | |
| イ．業務内容 | 1 |
| ロ．本部及び従たる事務所の所在地 | 1 |
| ハ．資本金 | 2 |
| ニ．役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴 | 2 |
| ホ．職員数 | 2 |
| ヘ．沿革 | 2 |
| ト．設立の根拠となる法律 | 2 |
| チ．主務大臣 | 2 |
| 二．当該事業年度及び過去三事業年度以上の業務の実施結果 | |
| イ．平成16年度(4～6月)の業務の実施状況 | 3 |
| ロ．業務の状況 | 4 |
| ハ．借入等の状況 | 5 |
| ニ．国庫補助金等の状況 | 6 |
| 三．事業計画及び資金計画の実施の結果 | |
| イ．事業計画についての実施結果 | 7 |
| ロ．資金計画についての実施結果 | 12 |
| 四．関係会社等の概要 | |
| イ．関係会社、資金供給業務としての出資の出資先の概況 | 16 |
| ロ．関係会社の概要 | 18 |
| ハ．資金供給業務としての出資の出資先の概要 | 19 |
| 五．公団(工業再配置等事業勘定、産炭地域経過業務勘定)が対処すべき課題 | 23 |

二．当該事業年度及び過去三事業年度以上の業務の実施状況

イ．平成16年（4～6月）の業務の実施状況

（1）工業再配置等業務

工業再配置事業

- ・中核的工業団地造成事業
継続21カ所の事業の推進を図った。
- ・特定事業集積促進事業
継続9カ所の事業の推進を図った。
- ・産業業務施設再配置促進事業
- ・産業業務施設用地造成事業
継続11カ所の事業の推進を図った。
- ・地域産業集積活性化事業
- ・試作開発型事業促進施設整備事業
継続8カ所の事業の推進を図った。
- ・産業集積活性化事業用地整備事業
継続5カ所の事業の推進を図った。
- ・中心市街地活性化事業
- ・中心市街地都市型産業基盤施設整備事業
継続4カ所の事業の推進を図った。
- ・新事業創出基盤整備促進事業
- ・新事業創出型事業施設整備事業
新規地点1カ所〔神戸（兵庫県）〕に着手するとともに、継続13カ所の事業の推進を図った。
- ・新事業創出型事業用地整備事業
継続1カ所の事業の推進を図った。
- ・新事業支援施設出資事業
継続5カ所の推進を図った。

（2）造成土地等譲渡等業務（旧産炭地域振興業務）

造成事業はすでに完了し、分譲中22団地の分譲の推進を図った。

□ . 業務の状況

工業再配置等事業勘定

(単位：円)

| | 1 3 事業年度 | 1 4 事業年度 | 1 5 事業年度 | 1 6 事業年度 | 備考 |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|----|
| 中核的工業団地等造成事業 | 4,894,885,158 | 8,490,648,180 | 3,302,680,063 | 688,989,447 | |
| 試作開発型事業促進施設整備事業 | 572,831,618 | - | - | - | |
| 中心市街地都市型産業基盤施設整備事業 | 984,665,238 | - | - | - | |
| 新事業創出型賃貸事業施設整備事業 | 1,033,404,119 | 1,278,775,266 | 9,104,269,808 | 90,420,987 | |
| 受 託 工 事 | 1,072,985,495 | 1,250,463,527 | 1,091,048,522 | 280,898,061 | |
| 受 託 調 査 | 12,792,863 | 29,278,740 | 13,864,829 | 3,208,834 | |
| 出 資 事 業 | 6,130,000,000 | 4,000,000,000 | - | - | |

産炭地域経過業務勘定

(単位：円)

| | 1 3 事業年度 | 1 4 事業年度 | 1 5 事業年度 | 1 6 事業年度 | 備考 |
|---------------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|----|
| 土 地 等 管 理 事 業 | 1,451,236,634 | 475,013,790 | 475,229,392 | 133,677,910 | |
| 工 業 用 水 道 事 業 | 888,812,394 | 327,922,785 | 97,680,355 | 24,809,073 | |
| 利 子 補 給 事 業 法附則第10条第1項 | 5,375,084 | 9,655,220 | 9,041,387 | 0 | |
| 産炭地域振興臨時措置 法附則第4項前段 | - | 320,622,277 | 237,816,492 | 0 | |
| 受 託 調 査 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

八．借入等の状況

地域振興整備公団の業務の運営に必要な資金を賄うため、政府借入金、民間借入金及び地域振興整備債券の発行を行っている。

工業再配置等事業勘定

(単位：円)

| | 13事業年度 | 14事業年度 | 15事業年度 | 16事業年度 | 備考 |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 借入先 | | | | | |
| 資金運用部 | - | - | - | - | |
| 財政融資資金 | 18,700,000,000 | 18,700,000,000 | 6,900,000,000 | 500,000,000 | |
| 簡易生命保険特別会計 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 民間金融機関 | 6,600,000,000 | 0 | 4,000,000,000 | 6,000,000,000 | |
| 債券引受先 | | | | | |
| 民間金融機関等 | 6,000,000,000 | 13,700,000,000 | 10,000,000,000 | 0 | |

産炭地域経過業務勘定

(単位：円)

| | 13事業年度 | 14事業年度 | 15事業年度 | 16事業年度 | 備考 |
|---------|---------------|---------------|---------------|--------|----|
| 借入先 | | | | | |
| 資金運用部 | - | - | - | - | |
| 財政融資資金 | 3,700,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 民間金融機関 | 1,300,000,000 | 0 | 0 | 0 | |
| 債券引受先 | | | | | |
| 民間金融機関等 | 0 | 6,500,000,000 | 8,300,000,000 | 0 | |

二．国庫補助金等の状況

工業再配置等事業勘定

電源地域における企業立地を促進するための低利融資事業の実施に伴い交付を受けた補助金がある。
(単位：円)

| | 13事業年度 | 14事業年度 | 15事業年度 | 16事業年度 |
|------------------|-----------|--------|--------|--------|
| 補助金等 | | | | |
| 電源地域振興特別融資促進費補助金 | 1,512,328 | 0 | 0 | 0 |

産炭地域経過業務勘定

電源地域における企業立地を促進するための低利融資事業、鉱工業等の振興に必要な小水系用水を開発する事業、鉱害を計画的に復旧する事業等の実施に伴い交付を受けた補助金等がある。
(単位：円)

| | 13事業年度 | 14事業年度 | 15事業年度 | 16事業年度 |
|------------------|---------|---------|---------|--------|
| 補助金等 | | | | |
| 電源地域振興特別融資促進費補助金 | 948,884 | 846,582 | 746,252 | 0 |

三、事業計画及び資金計画の実施の結果

イ．事業計画についての実施の結果

工業再配置等事業勘定

1．地域振興整備公団法（以下「法」という。）第19条第1項第3号、新事業創出促進法附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業集積促進法第7条第1項第1号、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第40条第2項第1号、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第11条第1項第1号、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第8条第2項第2号並びに新事業創出促進法第26条第1項第1号及び第3号に規定する次の事項に関する事項

(イ) 工場用地の造成並びにその管理及び譲渡に関する事項

(ロ) 業務用地の管理及び譲渡に関する事項

(ハ) 産業業務施設用地の造成並びにその管理及び譲渡に関する事項

(ニ) 工場又は事業場の整備並びに賃貸その他の管理及び譲渡に関する事項

(1) 工場等用地の造成

(単位：円)

| | 16事業年度 計 画 額 | 15事業年度 からの繰越額 | 16事業年度 実 施 額 | 中小企業基盤整備機構 への承継額 |
|---------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 中核的工業団地等 造 成 事 業 | 840,812,000 | 364,000,000 | 688,989,447 | 0 |

(2) 工場等用地の管理及び譲渡

(単位：㎡)

| | 事 業 計 画 | | | | 実 施 | | | |
|-------|------------|------------|--------|------------|------------|------------|---------|-----------|
| | 取 得 | 譲 渡 | 賃 貸 | 未 譲 渡 | 取 得 | 譲 渡 | 賃 貸 | 未 譲 渡 |
| 15年度末 | 47,414,000 | 35,303,000 | 47,000 | 12,111,000 | 41,403,915 | 35,392,882 | 58,271 | 6,011,033 |
| 16年度 | - | 133,000 | 10,000 | - | 0 | 48,893 | 115,355 | 48,893 |
| 計 | 47,414,000 | 35,436,000 | 57,000 | 11,978,000 | 41,403,915 | 35,441,775 | 173,626 | 5,962,140 |

(3) 工場又は事業場の整備

| | 16事業年度 計 画 額 | 15事業年度 からの繰越額 | 16事業年度 実 施 額 | 中小企業基盤整備機構 への承継額 |
|------------------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------|
| 新事業創出型賃貸事業施設整備事業 | 645,000,000 | 334,646,150 | 90,420,987 | 755,546,186 |

(4) 工場又は事業場の賃貸その他の管理及び譲渡

(単位：m²)

| | 事業計画 | | | 実 施 | | |
|------|--------|-----|-------|--------|-----|-------|
| | 賃 貸 | 譲 渡 | 未 譲 渡 | 賃 貸 | 譲 渡 | 未 譲 渡 |
| 16年度 | 49,000 | — | — | 32,639 | — | — |

2. 法第19条第2項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第40条第3項（産業業務施設再配置促進業務に係るものに限る。）中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第8条第2項第1号及び新事業創出促進法第26条第1項第4号に基づく受託に関する事項

(単位：円)

| | 16事業年度 計 画 額 | 15事業年度 からの繰越額 | 予算総則の規定による 経費の増額 | 16事業年度 実 施 額 | 中小企業基盤整備機構 への承継額 |
|------|-----------------|------------------|---------------------|-----------------|---------------------|
| 受託工事 | 403,750,000 | 0 | 0 | 280,898,061 | 0 |
| 受託調査 | 22,500,000 | 0 | 43,648,000 | 3,208,834 | 44,519,725 |

産炭地域経過業務勘定

1. 法附則第10条第2項第1号に規定する石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第6条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の地域振興整備公団法（以下「旧公団法」という。）第19条第1項第4号の規定により造成し、又は建設した土地及び工作物の管理及び譲渡に関する事項

(1) 土地の管理

(単位：円)

| | 16事業年度 計 画 額 | 15事業年度 からの繰越額 | 16事業年度 実 施 額 | 中小企業基盤 整備機構への 継 承 額 |
|---------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------------|
| 土地等管理事業 | 335,157,000 | - | 133,677,910 | 26,155,135 |

(2) 造成団地の完成、譲渡及び管理

(単位：㎡)

| | 事 業 計 画 | | | 実 施 | | |
|-------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|
| | 完 成 | 譲 渡 | 未 譲 渡 | 完 成 | 譲 渡 | 未 譲 渡 |
| 15年度末 | 43,141,000 | 38,244,000 | 4,897,000 | 43,125,707 | 37,906,760 | 5,218,947 |
| 16年度 | 0 | 7,000 | — | 27,236 | 127,773 | 100,537 |
| 計 | 43,141,000 | 38,251,000 | 4,890,000 | 43,152,943 | 38,034,533 | 5,118,410 |

2. 法附則第10条第2項第2号に規定する整備法第6条の規定の施行の日前に旧公団法第19条第1項第6号の規定により工業用水の供給の用に供した工業用水道の管理及び譲渡に関する事項

(単位：円)

| | 16事業年度 計 画 額 | 15事業年度 からの繰越額 | 16事業年度 実 施 額 | 中小企業基盤 整備機構への 継 承 額 |
|---------|-----------------|------------------|-----------------|---------------------------|
| 工業用水道事業 | 67,989,000 | 0 | 24,809,073 | 32,547,150 |

3 . 法附則第 1 0 条第 3 項の規定に基づく受託に関する事項

(単位 : 円)

| | 1 6 事 業 年 度 計 画 額 | 1 5 事 業 年 度 か ら の 繰 越 額 | 1 6 事 業 年 度 実 施 額 | 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構 へ の 承 継 額 |
|---------|----------------------|----------------------------|----------------------|-------------------------------------|
| 受 託 調 査 | 12,875,000 | 0 | 0 | 0 |

ロ．資金計画についての実施結果

工業再配置等事業勘定

| 支 出 | | |
|-----------------|----------------|----------------|
| 区 分 | 計 画 額 | 実 施 額 |
| 中核的工業団地等造成費 | 1,155,812,000 | 685,136,213 |
| 新事業創出型賃貸事業施設整備費 | 0 | 1,852,709,274 |
| 工場用地等管理業務費 | 5,219,000 | 1,940,619 |
| 工場等管理業務費 | 270,172,000 | 128,143,696 |
| 受託業務費 | 471,250,000 | 373,352,480 |
| 利子及債券発行諸費 | 70,905,787 | 60,122,997 |
| 事業共通費 | 1,391,936,000 | 1,226,333,280 |
| 雑支出 | 77,321,000 | 4,647,551 |
| 予備費 | 7,000,000 | 0 |
| 支出額計 | 3,449,615,787 | 4,332,386,110 |
| 中小企業基盤整備機構への承継額 | 12,438,760,495 | 17,580,133,446 |
| 合 計 | 15,888,376,282 | 21,912,519,556 |

| 収 入 | | |
|-----------------|----------------|----------------|
| 区 分 | 計 画 額 | 実 施 額 |
| 前年度よりの繰越金 | 10,989,959,197 | 11,274,610,377 |
| 政 府 出 資 金 | 0 | 808,000,000 |
| 政 府 補 給 金 | 0 | 294,980,000 |
| 債 券 収 入 及 借 入 | 1,900,000,000 | 6,500,000,000 |
| 政 府 資 金 借 入 | 0 | 500,000,000 |
| 民 間 資 金 借 入 | 1,900,000,000 | 6,000,000,000 |
| 貸 付 回 収 金 | 751,500,000 | 1,638,407,729 |
| 中核的工業団地等造成事業収入 | 1,213,572,000 | 271,102,333 |
| 利 息 収 入 | 133,899,085 | 120,429,426 |
| 貸 付 金 利 息 収 入 | 107,572,732 | 104,605,796 |
| 中核的工業団地等譲渡後利息収入 | 26,326,353 | 15,823,630 |
| 工場用地等賃貸収入 | 16,195,000 | 150,328,574 |
| 工場等賃貸収入 | 252,397,000 | 243,805,033 |
| 受 託 業 務 収 入 | 475,729,000 | 314,986,045 |
| 事 業 外 収 入 | 155,125,000 | 295,870,039 |
| 収 入 額 計 | 4,898,417,085 | 10,637,909,179 |
| | | |
| 合 計 | 15,888,376,282 | 21,912,519,556 |

産炭地域経過業務勘定

| 支 出 | | |
|-------------------|---------------|---------------|
| 区 分 | 計 画 額 | 実 施 額 |
| 土 地 等 管 理 事 業 費 | 335,157,000 | 153,131,014 |
| 工 業 用 水 道 事 業 費 | 67,989,000 | 25,762,319 |
| 利 子 補 給 金 | 110,913,000 | 110,912,468 |
| 受 託 業 務 費 | 12,875,000 | 0 |
| 借 入 金 等 償 還 | 142,760,000 | 142,760,000 |
| 利 子 及 債 券 発 行 諸 費 | 121,689,000 | 57,706,215 |
| 事 業 共 通 費 | 406,553,000 | 304,120,880 |
| 雑 支 出 | 41,150,000 | 33,238,984 |
| 予 備 費 | 4,000,000 | 0 |
| 支 出 額 計 | 1,243,086,000 | 827,631,880 |
| 中小企業基盤整備機構への承継額 | 2,430,421,897 | 7,709,212,679 |
| 合 計 | 3,673,507,897 | 8,536,844,559 |

| 収 入 | | |
|-----------|---------------|---------------|
| 区 分 | 計 画 額 | 実 施 額 |
| 前年度よりの繰越金 | 3,136,270,897 | 7,712,056,636 |
| 土地等譲渡収入 | 89,118,000 | 859,225,479 |
| 貸付回収金 | 342,227,000 | 341,226,521 |
| 工業用水売上収入 | 34,719,000 | 29,070,194 |
| 利息収入 | 35,816,000 | 39,897,656 |
| 受託業務収入 | 12,875,000 | 0 |
| 事業外収入 | 22,482,000 | 95,368,073 |
| 収入額計 | 537,237,000 | 1,364,787,923 |
| | | |
| 合 計 | 3,673,507,897 | 8,536,844,559 |

四．関係会社等の概要

イ．関係会社、資金供給業務としての出資の出資先の概況

．関係会社

地域振興整備公団法（第19条の5）に基づく関連会社（2社）

地域サービス㈱、㈱テクノプラザ米沢

．資金供給業務としての出資先

（旧）地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律¹（第7条第1項第2号）に基づく出資先（15社）

㈱徳島健康科学総合センター、㈱富山県総合情報センター、㈱浜名湖国際頭脳センター、
㈱八戸インテリジェントプラザ、㈱鹿児島頭脳センター、㈱北九州テクノセンター、㈱
広島テクノプラザ、㈱和歌山リサーチラボ、㈱トロピカルテクノセンター、㈱ひたちな
かテクノセンター、㈱ぐんま産業高度化センター、㈱旭川産業高度化センター、㈱香川
産業頭脳化センター、㈱ブイ・アール・テクノセンター、㈱とちぎ産業交流センター

1 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律は、新事業創出
促進法の施行（平成11年2月16日）に伴い廃止されている。

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（第40条第2項
第2号）に基づく出資先（9社）

㈱アルカディア大村、㈱北上オフィスプラザ、㈱南国オフィスパークセンター、㈱千歳
国際ビジネス交流センター、㈱富山県産業高度化センター、㈱津サイエンスプラザ、㈱
久留米ビジネスプラザ、石巻産業創造㈱、㈱弘前産業開発センター

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（第
8条第2項第1号）に基づく出資先（14社）

津山地域振興開発㈱、㈱町田まちづくり公社、くつのまちながた神戸㈱、足立市街地開
発㈱、北九州紫川開発㈱、明石地域振興開発㈱、ソリオ宝塚都市開発㈱、人間都市開発
㈱、三田地域振興㈱、㈱富山市民プラザ、岡山都市開発㈱、王寺地域振興㈱、沼津まち
づくり㈱、防府地域振興㈱

新事業創出促進法（第26条第1項第4号）に基づく出資先（5社）

㈱さがみはら産業創造センター、㈱新産業創造テクノコア、㈱テクノインキュベ - ショ
ンセンター、神戸都市振興サービス㈱、㈱さかい新事業創造センター

地域振興整備公団法（旧第19条第1項第7号）²に基づく出資先（9社）

夕張木炭製造㈱、三笠工業団地開発㈱、㈱美唄ハイテクセンター、㈱赤平フィッシュセ
ンター、㈱赤平花卉園芸振興公社、㈱道央油化センター、㈱歌志内ショッピングセンタ
ー、㈱エコバレー歌志内、㈱花ぷらす

2 改正前の地域振興整備公団法（旧第19条第1項第7号）は、石炭鉱業の構造調整
の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行（平成12年3月31日）に伴
い、平成13年度をもって廃止されている。

五．公団が対処すべき課題

地域振興整備公団は、昭和49年工業再配置・産炭地域振興公団からの改組発足以来、地域社会における産業構造の変化、さまざまな地域振興ニーズ等に対応してきた。

最近では、地域産業集積活性化業務、新事業創出基盤整備促進業務を地域振興整備のための業務として追加しつつ、着実な業務の実施に努めてきた。

近年の我が国の社会経済情勢に目を転ずると、今や世界をリードする経済大国となった一方、中国等のアジア地域の諸外国の経済的地位の向上等により、我が国の国際競争力の比較優位性は低下してきているとも言われている。

また、国民の欲求も高度化・多様化し、経済社会構造の成熟化が進展してきているなかで、「グローバル化の進展」「産業構造の転換」「情報化の進展」「少子高齢化社会の到来」「資源循環型社会実現への要請」「国・地方財政の逼迫と行政の透明性の確保」等、社会構造の変革の波を受ける状況になっており、21世紀を迎えた我が国地域経済社会においては、これらに沿った対応が要求される。

地域においては、地域産業の空洞化、中心市街地の空洞化等深刻な課題に対し、長期的方向性に沿って、地域産業集積の維持・活性化対策、中心市街地の再生化対策等を推進していくことが求められている。

また、地域経済が自立的に発展・維持していくとともに、我が国産業の多様性を確保するために、地域社会の他、大学・企業等に蓄積されている産業等の独自性の高い資源を活用した新たな事業の創出・育成をしていくことがますます重要となっている。

一方、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により、当公団は、事業の所要の見直しを行い、平成16年7月1日をもって工業再配置等業務、旧産炭地域振興業務（造成土地等譲渡等業務）が、新たに設立される「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、承継されることとなっている。

これらを踏まえ、「地域の発展のために何が求められているのか」、「新たな独立行政法人の業務で地域のために何で貢献できるか」という原点に立ち戻りつつ、国民のニーズにより的確に伝えていくことが必要であり、この意味で、21世紀を迎えた我が国の新しい地域の創造に向けて、地域における経済活動、ライフスタイル等の新たな姿を見通し、「自立・協調型の地域づくり」を推進していくことが重要である。このため、公団は、地域社会（住民・企業等）とのパートナーシップを基本として、望ましい地域社会実現のためのサポーターとなるべく、以下のような方針の基に着実に業務を推進することとする。

(1)独立行政法人への移行に向けて

整理合理化計画の主旨を踏まえ、承継する関係業務を、新たな独立行政法人へ円滑に移行するとともに、新たに付与される業務についてはその実施方法等を検討し、今後、業務展開が図られるよう進めていく。また、新たな独立行政法人において廃止される（新法人では経過措置として実施）業務については、政令で定められた期限を目途に終了するよう進めていく。

また、独立行政法人の「地域産業再生」を担う国の機関として実施すべき業務内容に沿って、地域の抱かえる課題への対応、適切な事業・事業手法などの諸点を踏まえ、具体的に新たな事業の構築を図っていく。

「中小企業基盤整備機構」への承継にむけて、地域産業集積の活性化、中心市街地活性化、新事業創出支援のための基盤整備等、国として関与が必要な事業等を実施し、地域における既存の産業集積の維持・活性化や新事業の創出・育成等の推進を図ることとする。

さらには、地域産業再生は「都市の成長・活力を与える産業基盤、産業育成」であると認識し、地域経済の自立的発展・活性化には、課題・ニーズの把握が重要との認識の上、地域の抱かえる多様な課題や時代の変化に適切に対応するため、地域ニーズ、施策ニーズを把握することが肝要である。

(2)営業の強化とコストの縮減等

新たに発足する独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、国の中期目標に基づいた中期計画を定めることとなっており、今後は一層の効率的な業務運営が求められることとなる。

新機構において、「地域経済再生」に取り組んでいくためには、その経営基盤を十分に確立しておくことが必要であり、現在実施中の事業について、一層の営業強化とコスト縮減等の取組みが重要となっている。

販売等の促進のため、統一的な営業戦略を策定し、横断的な営業活動を展開していく他、個別団地別では、需要予測、周辺動向等を踏まえ、きめ細やかな営業活動に取り組んでいく。

さらに、工事発注の効率化、新技術の活用等を通じて工事コストの節減に努めるとともに、諸経費の削減等に取り組んでいく。

新機構においても、これまでに培われた地域活性化に係る知識、ノウハウが承継され、地域経済の発展に寄与すべく着実に進んでまいりたい。